**○国土交通省告示第千三百四十号**

静岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　静岡県　静岡県静岡市葵区追手町九番六号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　静岡空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　静岡空港内　静岡県牧之原市及び島田市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第五百二号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入角指示灯の項、旋回灯の項及び進入灯台の項を次のとおり変更した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 進入角指示灯 | 白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光 | 航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ | 着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個 |
| 旋回灯 | ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光 | 最大九十八万カンデラ | 滑走路12側末端から九百メートルまでの右側滑走路灯列の外側 |
| 進入灯台 | 白熱電灯、航空白の閃光、毎分六十閃光 | 実効光度十一万カンデラ | 滑走路12側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートル及び九百メートルの位置 |

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路末端灯の項を次のとおり変更した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 滑走路末端灯 | 白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光 | 航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ | 滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間 |

ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路末端識別灯の項を削除した。

ニ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表風向灯の項を次のとおり変更した。

| | | |
|---|---|---|
| 風向灯 | 白熱電灯、不動光 | 飛行場灯台の東約千六百七十メートルの位置及び北北西約六百九十メートルの位置 |

ホ　五　運用時間(2)を次のとおり変更した。

(2)　飛行場灯台以外の飛行場灯火　航空機が離陸し、又は着陸する場合その他必要と認められるとき（進入角指示灯以外の飛行場灯火にあっては、夜間、計器気象状態の場合その他視界が制限されるときに限る。）

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始日　平成二十一年十二月十七日

**○国土交通省告示第千三百四十一号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年十二月十七日　国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日　平成二十一年十二月七日

(2)　登録番号　国土交通大臣　40

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ＳＧＳジャパン株式会社

(4)　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

(5)　代表者の氏名　曽我　正博

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

(8)　法第十三条の評価員の氏名　土岐　宣久、芳賀　敬二、中村雄治郎、新井　俊昭

(9)　役員の氏名　曽我　正博、デニス・ヤング、牧田　浩三、山口　章一、アレン・チン

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　土岐　宣久

(11)　評価の業務を行う区域　東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の全域、愛知県の一部（名古屋市）

**○国土交通省告示第千三百四十二号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十二月十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人ベターリビング

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 深谷日出夫、菊田　将恒、荒　裕二、田中　敏夫、吉田　寿雄、阿部　育平 |

(2)　変更年月日　平成二十一年十月三十日

**○国土交通省告示第千三百四十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十二月十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ハウスプラス住宅保証株式会社